

# 審査基準

平成21年6月1日作成

法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項：第6条第1項
処分の概要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条（保管場所標章の交付の手続）
審査基準：
標準処理期間： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書の政令で定める通知を行ったときについては、7日以内（行政庁の休日は含まない。） 同法第5条の規定による届出を受理したときは、1日
申請先： 警察署の交通課（係）
問い合わせ先： 警察署の交通課（係）
備考：